

第 5 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和3年6月29日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和3年6月29日(火曜日)

午前9時57分開議
 午前10時24分休憩
 午前10時28分開議
 午前10時48分休憩
 午前10時51分開議
 午前11時29分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第6号)
- 議案第2号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第3号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 熊本県税条例及び熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第1号 令和2年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち
- 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について
- 報告事項
 - ①熊本県過疎地域持続的発展方針の策定について
 - ②天草エアラインの中期経営計画について
 - ③空港アクセス鉄道に係る令和2年度調査結果概要について

出席委員(8人)

委員長 緒方 勇 二
 副委員長 西山 宗 孝
 委員 岩下 栄 一
 委員 溝口 幸 治
 委員 高野 洋 介
 委員 濱田 大 造

委員 松野 明 美
 委員 島田 稔

欠席委員(なし)
 委員外議員(なし)

説明のため出席した者
 知事公室

公室長 小牧 裕 明
 政策審議監 倉 光 麻里子
 危機管理監 岡村 郷 司
 政策調整監 天 野 誠 史
 秘書グループ課長 野 中 眞 治
 広報グループ課長 櫛 本 麻 理
 くまモングループ課長 浦 田 美 紀
 危機管理防災課長 柴 田 英 伸

総務部

部 長 白 石 伸 一
 理事兼県央広域本部長
 兼市町村・税務局長 村 上 徹
 政策審議監 千 田 真 寿
 総務私学局長 緒 方 克 治
 首席審議員兼人事課長 城 内 智 昭
 首席審議員兼財政課長 梅 川 日出樹
 県政情報文書課長 鋤 本 亮 太
 総務厚生課長 中 川 浩 徳
 財産経営課長 永 松 浩 史
 私学振興課長 橋 本 誠 也
 市町村課長
 兼県央広域本部総務部長 坂 野 定 則
 消防保安課長 佐 崎 一 晴
 税務課長 久保田 健 二

企画振興部

部 長 高 橋 太 朗
 理 事
 (球磨川流域復興担当)
 兼球磨川流域復興局長 水 谷 孝 司
 政策審議監 厚 地 昭 仁
 地域・文化振興局長 上 田 哲 也

交通政策・情報局長 小金丸 健
 土木技術審議監 亀崎 直隆
 情報政策審議監 島田 政次
 企画課長 津川 知博
 統計調査課長 馬場 一也
 首席審議員
 兼地域振興課長
 兼県央広域本部振興部長 小川 剛史
 文化企画・
 世界遺産推進課長 沖 圭一郎
 交通政策課長 清田 克弘
 情報政策課長 臼井 洋介
 政策監 福原 彰宏
 政策監 有働 人志

出納局
 会計管理者兼出納局長 手島 和生
 首席審議員兼会計課長 永江 昌二
 管理調達課長 枝國 智一

人事委員会事務局
 局長 青木 政俊
 公務員課長 工藤 真裕

監査委員事務局
 局長 西浦 一義
 首席審議員兼監査監 伊津野 裕昭

議会事務局
 局長 手島 伸介
 次長兼総務課長 横尾 徹也
 議事課長 村田 竜二
 政務調査課長 板橋 麻里

事務局職員出席者
 議事課課長補佐 松本 淳一
 政務調査課主幹 西村 哲治

午前9時57分開議

○緒方勇二委員長 それでは、ただいまから第5回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審議を行います。今回も、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載の2つのグループに分けて議案等に関する説明を求めることとしました。

まず、知事公室、総務部の議案の審査を行い、休憩を挟みまして、企画振興部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局の議案の審査を行います。その後、再度休憩を挟みまして、付託議案の採決を行います。

それでは、知事公室、総務部の議案等についての説明をお願いしますが、説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

初めに、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○白石総務部長 今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、令和3年度6月補正予算につきまして、新型コロナウイルス感染症への対応や令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興に係る予算など、100億円余を計上しております。

これに、今回併せて報告いたします令和3年度5月補正予算の専決処分1件及び23日に議決いただきました6月補正予算追加提案分を含めると、補正後の予算規模は9,145億円となります。

このほか、条例改正2件につきましても、併せて御提案申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、条例改正につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくようお願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等についての説明をお願いします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、上段の5月補正予算3は、5月20日に専決させていただいたもので、議案第2号でございます。

内容は、高齢者施設等クラスター発生防止対策事業、5億8,600万円とまん延防止等重点措置の適用に伴う営業時間短縮要請協力金、11億5,600万円でございます。

次に、下段の6月補正予算は、今定例会の冒頭に提案しているものでございます。議案第1号でございます。

内容は、まず、新型コロナウイルス感染症への対応として、67億1,400万円を計上しております。主な事業は、軽症者等療養支援体制整備事業、17億4,900万円、軽症者等の宿泊療養事業、13億5,200万円、飲食店認証取得促進事業、10億5,200万円でございます。

次に、令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興として、11億2,700万円を計上しております。

主な事業は、児童福祉施設等災害復旧事業、5億8,400万円、災害廃棄物処理を行う市町村への財政支援のための環境保全基金積立金、3億6,700万円、くま川鉄道災害復旧事業、1億900万円でございます。

2ページをお願いします。

5月補正予算と23日に議決いただきました6月補正追加提案分、6月補正予算冒頭提案分の合計は310億9,200万円となり、補正後の予算規模は9,145億円となります。

下段に、参考1として、感染症対応に係る予算の累計額を、また、参考2として、豪雨災害対応に係る予算の累計額をそれぞれ記載しております。

おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

3ページと4ページが歳入予算の内訳とな

っております。

9、国庫支出金や15、県債などを活用しておりますほか、所要の一般財源につきましては、13、繰越金を活用しております。

おめくりいただきまして、5ページ、6ページが歳出予算の内訳でございます。

一番右の補正額の説明欄に主な事業を記載しております。

予算の総括説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

8ページをお願いします。

私学振興費として、2,190万円余の増額をお願いしております。

これは、コロナ対策分の私立中学高等学校修学旅行支援事業に係るものですが、新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を延期した場合等に、学校が負担する追加費用に対して助成を行うものでございます。

私学振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

資料11ページをお願いいたします。

議案第3号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料飛びまして、23ページの条例案の概要で説明させていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨ですが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正等に伴いまして、手数料の規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容でございます。

法律の一部改正等によりまして、(1) 新た

に手数料を設けるものとしまして、医薬品等の保管のみを行う製造所が、従来の許可から登録に変更になったことなどに伴いまして手数料を設けるものでございます。

(2)手数料の額を改定するものとしまして、製造業者に対する新たな適合性調査制度が設けられたことや新たな検査項目に係る調査時間が増加することなどを踏まえまして、見直しを行っております。

このように、手数料を新設及び増額いたしますとともに、(3)に記載しておりますように、所要の規定の整理を行うものでございます。

次に、3の施行期日でございます。

法令改正の施行日と合わせまして、令和3年8月1日としております。

最後に、4のその他ですが、今回、手数料条例の改正に合わせまして、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○久保田税務課長 税務課でございます。

資料24ページをお願いいたします。

第4号議案、熊本県税条例及び熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

26ページの条例案の概要で御説明申し上げます。

1の条例改正の趣旨としましては、令和3年度税制改正に伴い、地方税法の一部改正が行われたことを受け、所要の改正を行うものでございます。

2の主な改正内容についてでございますが、(1)は熊本県税条例の一部改正についてでございます。

アは、電気事業法の改正に伴い、地方税法において特定卸供給事業に係る規定が設けられたことから、法人事業税の税率に係る規定

を整備するものでございます。

イは、ペーパーレス化を促進する観点から、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の電子帳簿保存に係る知事による承認制度を廃止するものでございます。

(2)は、熊本県産業廃棄物税条例の一部改正についてでございます。

ただいま申し上げました(1)のイ同様、ペーパーレス化促進の観点から、産業廃棄物税の電子帳簿保存に係る承認制度を廃止するものでございます。

3の施行期日につきましては、地方税法の改正に合わせて施行することとしており、電子帳簿保存関係の改正は、令和4年1月1日から、電気供給業に係る法人事業税関係の改正は、令和4年4月1日からとしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○樺本広報グループ課長 広報グループでございます。

お手元資料の27ページをお願いいたします。

令和2年度の繰越明許費の報告でございます。

1段目の熊本地震復旧・復興関連広報事業費ですが、2,300万円余を繰り越しております。

これは、漫画『ONE PIECE』の主人公ルフィなどが県内各地を巡り、くまモンと協力して熊本地震からの創造的復興の状況や県の魅力を紹介するアニメーション動画の制作と、それから、熊本地震からの創造的復興の状況を関係者のインタビューなども交えて記録した動画の制作に関わる経費でございまして、新型コロナウイルス感染症の影響により制作スケジュールに変更が生じたために繰り越したものです。

次に、2段目の新型コロナウイルス感染症

関連広報事業費ですが、5,000万円余を繰り越しております。

これは、令和2年度2月補正予算で計上した事業でございまして、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことと、年度当初から新型コロナウイルス感染拡大防止のために広報が必要であるということから繰り越したものです。

広報グループは以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○永松財産経営課長 財産経営課でございます。

28ページをお願いします。

繰越明許費の報告でございます。

1段目、県庁舎維持補修費ですが、新館警察棟の空調熱源更新工事等において、24時間勤務を実施している方と空調運転時期を避けて工程を組むなどの協議を行ったことなどにより、7,973万円余を繰り越したものでございます。

次に、2段目、総合庁舎等施設整備事業費ですが、阿蘇総合庁舎の空調改修工事の入札不調や玉名総合庁舎の非常用発電機改修工事において、施設管理者である振興局長との協議に不測の日数を要したことなどにより、4,607万円余を繰り越したものでございます。

3段目、財産利活用推進事業費ですが、天草及び鹿本総合庁舎の保健所等の集約化工事において、施設管理者である振興局長などとレイアウトや引っ越し等の協議に不測の日数を要したことなどにより、3億1,602万円余を繰り越したものでございます。

最下段の県庁舎等施設災害復旧費ですが、中央区南千反畑町の熊本総合庁舎の解体工事において、振動を抑制する工法の検討や、防災センターと合築する県央広域本部庁舎建設工事において、関連する雨水貯留槽の電気や機械設備の配置箇所の見直しに伴う工法の変

更等に不測の日数を要したため、4億8,621万円余を繰り越したものでございます。

これらの繰越事業は、いずれも今年度中に完了する予定でございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

説明資料の29ページをお願いいたします。繰越明許費の報告でございます。

資料の上段、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金事業費でございます。

この事業は、国の交付金を活用し、市町村のコロナ対応に関する経費を補助するものでございまして、市町村の感染拡大防止や地域経済回復のための取組などを後押しするものでございます。

新型コロナウイルス感染症が収束するまで事業を継続していく必要があるため、28億2,500万円を繰り越したものでございます。引き続き、事業の促進が図られるよう取り組んでまいります。

市町村課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○佐崎消防保安課長 消防保安課でございます。

29ページの下段をお願いいたします。

まず、防災消防ヘリコプター管理運営費でございます。

これは、県防災消防ヘリ「ひばり」の運航管理に要する経費ですが、国の自治体防災ヘリの運航基準の見直しにより、防災ヘリ「ひばり」のパイロットを2人搭乗体制に移行することが必要となりました。このため、そのパイロットを養成するために、費用の安いフランスでカリキュラムを受講することとしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりフランスに渡航ができず、その経費2,000万円を繰り越すこととなったもので

ございます。

なお、当該パイロットの養成につきましては、今月既にフランスに渡航しており、9月末までには養成を終了する予定となっております。

次に、その下の消防学校教育訓練機能強化事業費でございます。

これは、消防学校において、実践的な火災対応訓練施設を整備等するための経費ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、関東や関西地域の火災訓練装置のメーカーが熊本に来ることができず、実施設計業務に時間を要し、施設整備の発注が遅れたこと、それから、ほかにも消防学校の老朽化した井戸ポンプの改修工事が入札不調となっており、合わせて3億9,000万円余を繰り越したものでございます。

なお、全ての工事は、年度内に完了する予定となっております。

消防保安課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、知事公室、総務部の議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 29ページですね。防災のことですけれども、消防学校は、命がけの訓練をされて災害時に派遣されるということで、大変御苦労であると思います。

人員スタッフですね、先生が何人とかあるいは学んでいる生徒が何人とか、そういう状況はどうでしょう。

○佐崎消防保安課長 消防保安課でございます。

消防学校の運営状況についてお尋ねかと思えます。

消防学校は、入校者全体につきましてはですけども、令和2年度は299名、約300名が入校しております。ただ、元年度につきましては1,256名と、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響によりカリキュラムを中止したことによる減となっております。通常は、1,000人を超え、入校をしていただいております。

各消防本部で、職員採用後に入校する初任科の生徒さんにつきましては、令和3年度、今年度の入校者は78名、昨年度は85名という具合に、過去3年、70から80名で推移をしておるところでございます。

初任科の生徒さんにつきましては、コロナ感染症対策を十分に講じた上で受け入れているというような状況でございます。

説明は以上です。

○緒方勇二委員長 職員の配置のことでしょう。職員体制の……。

○佐崎消防保安課長 申し訳ございません。職員につきましては、校長1名、副校長1名、教務担当者7名で運営をしております。

○岩下栄一委員 監査で消防学校に行ったんですけれども、施設あるいは備品等々、かなり老朽化しているようにお見受けしました。

こういう施設並びに資材の見直しというか、更新といいますか、そういう点は進んでいるんですか。災害の規模も様子も随分変わってきて、古い機材では対応できないことも多かろうと思うんですね。

○佐崎消防保安課長 消防保安課でございます。

す。

先生おっしゃいますとおり、消防学校は昭和56年に整備しております、ほぼ40年近くたつというような状況になってございます。

そこで、消防学校につきましては、令和元年度に、老朽化が進みます本館や寄宿舎等を含めた学校施設全体の長寿命化のための大規模保守、それから、中長期的な視点での整備構想の策定に着手をしておるところでございます。

本年度も、継続して長期的、将来的な本館や宿舎等の整備計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。

その中で、耐震性に問題があるということで、早急に整備が必要とされた訓練塔につきましては、今年度、実施設計に取り組んでいるところでございます。来年度から建て替えということで、令和6年度までかけて建て替え、それから、既存の訓練塔の撤去に取り組むということで計画をしておるところでございます。

○岩下栄一委員 災害の形も随分変わってきましたので、ぜひ、何といたしますか、消防職員を育成する消防学校としては、万全の施設整備をお願いしたいと思います。あの高い塔があるでしょう。あれも上ったり下ったりせなんとですね、訓練で。あれはちょっと怖いですね。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○高野洋介委員 財産経営課、28ページなんですけれども、4本繰越しが出ていますけれども、中身はあんまり、さらっとしか説明受けてないので、多くは分かりませんが、どこでもいいんですけれども、例えば3段目の繰越しなんですけれども、施工管理者との協議等に不測の日数を要したといたしますけれど

も、ここは、まず一番の原因は何だったのかなというふうに思っていますけれども、一番の原因を教えてください。

○永松財産経営課長 この事業は、実際は4本ぐらい、天草や鹿本、球磨などの事業がございまして、まず1つ、大きなものでいくと、天草が一番大きいので、それを代表させていただきますと、実は天草の総合庁舎、保健所を同じ建物のほうに寄せるような工事をやっております。その中で、当初、保健所の1階と2階の部分で、1階に福祉課や保健予防課を置く予定だったのですけれども、天草の本部長とちょっと意見交換をしながら、途中で2階の総務企画課と環境衛生課、それらの課と階を入れ替えるとか、そういうふうなのが工事の途中で発生いたしましたので、その辺りの関係でちょっと時間を要したというところでございます。

○高野洋介委員 それぞれ理由があるんでしようけれども、今一番私が問題視しているのが、こういった場合、設計コンサルとのまづもつてのコミュニケーション不足、これもあると思います。これを最初からきちんとやっておくと、そこが解消されますよね。そして、次が設計コンサルが上げてきたやつを県の技術職の方々が見たときに、本当に見きれのかなという、県庁自体の技術力不足、これも非常に私は問題視しております。

といたしますのが、設計コンサル等が上げてきたやつを、県庁が、いや、こうじゃないよ、ああじゃないよというふうな形にしっかりしておかないと、施工側に今度はしわ寄せが来るんですね。だから、そこを今後しっかりやっとなないと、せつかく防げるやつも防げなくなったりします。

ですから、人事課になるのか分かりませんが、それぞれ県庁職員の技術職も、しっかりこれから技術力を上げるような努力をしてい

かないといい工事はできないと思っていますので、こういったことがあるのは分かりません。それぞれの資材の調達とか、そういうのも不測の時間を要するのでも十分理解できます。ですが、そういった技術力の差というのをきっちり埋めていかないことには、埋まるものも埋まりませんので、そこはしっかり総務部として今後対応していただければというふうに思っています。

これは要望で構いませんので、お願いいたします。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○島田稔委員 8 ページ、私学振興課の2,196万8,000円、これはちょっと私よく意味が分からないんですが、修学旅行を延期した場合等の追加費用に対するということを明記してありますが、ちょっと中身を、具体的にどういうことなのか、教えていただければありがたいです。

○橋本私学振興課長 これにつきましては、高校、中学等で修学旅行を予定されておりますけれども、直前になって、コロナの影響とか、そういうことで中止とか延期とかしなければならなくなったというときに、旅行会社のほうにキャンセル料とかそういった費用を支払わなければいけないということになります。その際、そのキャンセル費用等を、少しでも学校の負担が軽くなるようにということで、2分の1を県のほうで助成するというような事業になっております。

学校のほうには、できるだけ修学旅行を、生徒さんにとっては一生に一度の機会ですので、できるだけ実施される方向で柔軟に考えていただけるように、こういった助成をしているということでございます。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで5分間休憩いたします。

再開は、10時30分からといたします。

午前10時24分休憩

午前10時28分開議

○緒方勇二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行いますが、質疑については、執行部の説明を求めた後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔にお願いします。

それでは、担当課長から議案等について順次説明をお願いします。

○清田交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

計画調査費で9億8,900万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

いずれもコロナ対策分となります。

まず、交通整備促進費の公共交通応援事業といたしまして、運行維持に取り組む交通事業者への支援に要する経費、3億8,000万円余を、また、並行在来線対策事業といたしまして、肥薩おれんじ鉄道の運行支援等に要する経費、3億6,700万円余をお願いしております。

また、空港整備促進費の天草空港運航支援対策事業といたしまして、天草エアライン株式会社の運航支援等に要する経費、2億4,100万円余をお願いしております。

次に、企画施設災害復旧費でございます。
右の説明欄を御覧ください。

7月豪雨分、くま川鉄道災害復旧支援事業といたしまして、災害復旧を行うくま川鉄道に対する助成で、1億800万円余をお願いしております。

交通政策課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川地域振興課長 地域振興課でございます。

繰越明許費繰越計算書について御報告をいたします。

説明資料の30ページをお願いいたします。

1項目めの「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費でございますが、水俣市が行う生態系に配慮した渚造成整備事業において、事業着手に必要な公有水面埋立免許に関する手続きに時間を要し、工事が遅れたため、年度内の事業完了が困難となり、1億1,700万円を繰越したものでございます。

続きまして、2項目めの地域づくりチャレンジ推進事業につきましては、事業計画から事業実施まで時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、1億8,900万円余を繰越したものでございます。

続きまして、3項目めの立野・黒川地区地域再生等支援事業につきましては、南阿蘇村立野・黒川地域の創造的復興に向けた遊歩道の整備を行っておりますが、この遊歩道は国道57号の道路区域内にあり、国との調整などに時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため、1,500万円余を繰越したものでございます。

また、黒川地区の復興のため、南阿蘇村が行う旧長陽西部小学校改修事業につきましては、小学校を住民と学生の交流活動拠点として改修するための設計着手までに不測の時間を要したことから、年度内の工事完了が困難となり、700万円余を繰越し、全体で2,200

万円余を繰り越したものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○沖文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

説明資料30ページの下段をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策文化活動助成事業費でございます。

2月補正で追加いただいた事業分につきまして、関係機関との調整に時間を要し、年度内の事業実施が困難となったため、繰り越したものでございます。

次に、県立劇場施設整備事業費でございます。

国の経済対策に伴い、2月補正で追加いただいた県立劇場の空調改修につきまして、国の交付決定が令和2年度中になかったため、追加した全額の1,400万円余を繰り越したものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○清田交通政策課長 交通政策課でございます。

31ページをお願いいたします。

同じく、繰越明許費の報告でございます。

まず、天草空港運航支援対策事業費でございますが、後ほど御報告いたします天草エアラインが策定する中期経営計画を踏まえた取組が一部必要でしたので、予算額7億4,000万円余のうち、1億円を繰り越したものでございます。

次に、阿蘇くまもと空港創造的復興推進事業費及び阿蘇くまもと空港アクセス整備調査検討事業費でございますが、関係機関との協議等のため、年度内の完了が困難となり、それぞれ600万円余、4,000万円余を繰り越したものでございます。

次に、南阿蘇鉄道災害復旧費でございますが、被災した第一白川橋梁の撤去に必要な

る仮設工事等の完成が遅れたことに伴い、予算額3億6,700万円余を全額繰り越したものでございます。

なお、第一白川橋梁の被災橋梁の撤去は、4月末に完了しております。

次に、豊肥本線災害復旧費でございますが、地権者との境界確定作業等に時間を要したため、予算額5億7,900万円余を全額繰り越したものでございます。

事業完了は、11月末頃との報告を受けております。

最後に、肥薩おれんじ鉄道災害復旧費でございますが、令和2年7月豪雨で被災した佐敷トンネル等の残工事に時間を要したため、予算額1億7,800万円余のうち、1億500万円余を繰り越したものでございます。

なお、事業完了は12月頃との報告を受けております。

よろしくお願いたします。

○福原政策監 球磨川流域復興局でございます。

資料の32ページをお願いいたします。

昨年度、川辺川ダム総合対策課で所管していました五木村振興道路整備事業費でございますが、村からの要請を受けまして、村道1路線の整備を県が受託して行うものでございます。

令和2年7月豪雨により、当該施工箇所及び周辺道路の被災状況調査を行う必要が生じ、その調査に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったため、1億3,900万円余を繰り越したものです。

以上、よろしくお願いたします。

○永江会計課長 会計課でございます。

資料の33ページをお願いします。

繰越明許費の報告でございますが、総合財務会計システム管理事業のうち、各種使用料等の収納において、スマホ決済などキャッシュ

レス収納の導入に伴うシステム改修等の費用として、5,887万円余を繰り越しております。

これは、県民の利便性向上、さらには、現金に触れず、人との接触を減らすことができるため、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、令和2年度2月補正予算により事業に着手しましたが、年度内に十分な事業期間を確保することができなかつたため繰り越したものでございます。

なお、当事業は、本年度中に完了を予定しております。

以上、よろしくお願いたします。

○横尾議会事務局次長 議会事務局でございます。

34ページをお願いいたします。

同じく、繰越明許費の報告でございます。

内容といたしましては、委員会映像のインターネット配信経費400万円余を繰り越したものでございます。

繰越しの理由ですが、年度内に契約等必要な手続に時間を要し、今年度に繰り越したものでございます。

事業といたしましては、11月定例会から委員会のインターネット配信を開始する予定としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、企画振興部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局の議案等について質疑を受けたいと思っております。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○濱田大造委員 10ページの交通政策課さんに質問なのですが、天草エアラインについてもうちょっと詳しく教えていただきたいのですが、新型コロナの影響もあって非常に経営が厳しいと。ですが、私も議員になって10年以上たつんですが、この間ずっと赤字が続いているという認識でいます。ですが、一方で、地域の交通インフラとしての必要性というの十分理解しているつもりなのですが、今後どこまでの赤字なら許容できるとか、そういうものを県としては持っているのか否か、その辺ちょっと教えてください。

○清田交通政策課長 天草エアラインの運航状況ですとか今後の展望に関するお尋ねですけども、後ほど中期経営計画も御報告させていただきますが、今回の補正予算につきましては、平成30年末から、機長の病気休職ですとかあるいはコロナの影響によりまして、大きなダメージを受けております。

そのダメージを受けている分に対して、安定的な運航を行うために支援を行うというものでございます。これは、ほかの鉄道ですとかあるいはバスとか、そういったものとも近いものがございますけれども、筆頭株主として、引き続き運航を続けていくために必要なものということで考えております。

また、今後の将来的な展望ではございますが、すみません、繰り返しになりますけれども、中期経営計画の中でも、やはり地域にとって必要なものであるということの認識の下、会社としても努力していただきますし、それを支援する地元自治体、県とあるいは地元市町でどういうことができるのかを、それこそこれから中期経営計画で位置づけられたものをしっかり取り組んでいこうというふうに考えておられますし、県としてもそれを一緒にやっっていこうということで考えておりま

す。

○濱田大造委員 了解しました。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○岩下栄一委員 ここで言わぬでもよかけど、都度都度言っとかんと進まぬものですから。県立劇場の施設整備ですね。30ページ。

県立劇場に関しては、いろいろ御努力されて、バリアフリーやいろんな施設整備が進んで、なおかつ節電の改善もされて、非常にありがたいと思っています。コロナが去った後の県民の文化的なニーズが随分上がると思うんですよ。今、みんな、催物がなから、もう欲求不満になっていますからね、文化の関係者は。

そこで、やっぱり一つ足りないのが、何度も言いましたけれども、パイプオルガンですね。クラシック、特にバロック音楽では必要不可欠と言われるパイプオルガンが、いまだに県立劇場にはございません。

私が最初取り上げたのは、県立劇場のこけら落としのあった57年、その前年に沢田知事に掛け合って、趣旨は賛同しますと、やりましょうということだったけれども、いろんな事情でできずに、細川県政で、また、福島県政でも申し上げて、まだ実現しておりません。

県立劇場は、西日本一の県立劇場で、やっぱりこれはもうちょっとグレードを上げるためには、どうしてもパイプオルガンを導入しなくちゃいけないと思うんです。

そんなことを思っているときに、突然、兵庫県の兵庫6区の国会議員の大串という代議士から連絡があつて、兵庫の伊丹市に文化施設があつて、そこにパイプオルガンがあると、ところが、その文化施設を老人施設に建て替えるからパイプオルガンが不要になった

と、それを引き取ってくれないかという話だったんですよ。

私はやったと思ったんですけども、7,000万、安い買物だと思ってね。そうしたら、県立劇場は、何かおんなさるでしょう、評論家のうるさい人が。あの人たちがいろいろ県立劇場で検討した結果、熊本県立劇場には小さ過ぎると、その伊丹市のパイプオルガンがですね。だから、ちょっと導入は無理でしょうという話でした。まあ、大きさもありますからですね。

県立劇場は、御承知のとおり、コンサートホールの正面にパイプオルガンを設置するための設計がなされていて、それにはそれなりの大きなやつが入らないとさまにならぬということで、それで、また駄目になるかと。しかし、そういう話がちょこっと伊丹市からあったものだから、これを機会にやっぱり期成会か何かつくって、熊本県立劇場独自に導入して、やっと私の念願をかなえてもらえるかなというふうに思っているわけですけども、なかなか難しいところに至っていると思います。

そこで、今後どうするのかという見通しをある程度出していただきたいと。3億ぐらいお金かかるんですね、普通の新しいやつを置いたら。伊丹市のは7,000万だったんですよ。でも、ちょっとちっちゃかった。それで、金かかるから大変ですけども、期成会か何かつくって民間のお金を少し集めてもできるかもしれないと思うので、県としては、今後、県立劇場の施設設備の目玉であるこのパイプオルガンの導入についてどういうふうに考えるか、この際、お尋ねしておきます。

本当は言わなくてもよかったけど、都度都度言うとかんと前に進まないから、申し上げました。

○沖文化企画・世界遺産推進課長 パイプオルガンにつきましてのお尋ねでございます。

岩下委員から、昭和50年代から意見をいただいております。これまでも、いろいろ検討させていただいております。また、伊丹市からそういった申出があったこと、承っております。

早速、県立劇場に検討を依頼しまして、その結果、県立劇場が想定している、委員から御指摘もありましたけれども、パイプオルガンに比すとちょっと規模が小さいと。全国のパイプオルガンは、おおむね開設時期にその会場の形に合わせてハンドメイドで造って設置されているということが非常に多くございまして、途中で設置すると、もともとの音響に影響があるということで、今回の申出は県立劇場には合わないのではなかろうかというような結論に至ったところであります。

それから、以前、新設に必要な費用は、委員御指摘のとおり、3億かかるということがありました。現在、県立劇場では、令和9年までの現在の改修計画を着々と進めておりまして、昨年度も15億かけていろんな設備を改修しております。トータル、令和9年まで、76億かけてその整備をしていくということがございます。まず、これをしっかり計画どおりやり遂げることが、この施設の安定、ひいては県民の文化振興のためにとても必要なことだと考えております。

先生からいただいたパイプオルガンについては、その後のまた県立劇場の機能拡大ということになりますから、検討は引き続き行っていきたく思いますけれども、今の段階では、計画しております改修計画を着々と進めさせていただきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

○岩下栄一委員 大体、こけら落としのあった57年時点で導入してなくちゃいけなかったんですよ。それで——まあ、昔のことを言ってもしょうがない。いずれ将来に向かっ

て、やっぱり県立劇場のグレードが上がって、芸術家は場を選ぶと言うけれども、世界の交響楽団とか、いろんな演奏者がいっぱいやってくると思うんですね。また、県民も入館を動員して、随分、今県立劇場の収支はどうか知りませんが、かなりお金が入ると思います。そういうようなことで、県立劇場の目玉として何かの方策を今後考えてほしいというふうに思いますね。

演奏者がいないという話もあったけれども、実はいるんですね。57年に私が質問したときに、県立劇場にパイプオルガンが入るのか、なら練習しようと言った人が九州女学院にいまして、その人は、今、日本的に有名なオルガニストになって、毎月熊本に帰ってみえていますが、東京で活動されていますけれどもですね。そういう演奏者もいるわけで、ぜひそういう人材を活用するためにも、ぜひお願いしたいというふうに思います。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。——ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、採決に入る前に、説明員の入替をいたしますので、しばらくお待ちください。

ここで5分間休憩いたします。

再開は、10時50分。

午前10時48分休憩

午前10時51分開議

○緒方勇二委員長 それでは、再開いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号から第4号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○小川地域振興課長 地域振興課でございます。

総務常任委員会報告資料の①をお願いいたします。

熊本県過疎地域持続的発展方針の策定について、本日、概要を御説明させていただきます。

まず、1番の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、こちらを御覧ください。

御存じのとおり、いわゆる過疎法につきましては、昭和45年以来、4次にわたり議員立法として制定をされ、本年4月から、第5次となる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたところでございま

す。

この新法のポイントにつきましては、近年における過疎地域への移住者の増加、情報通信技術を活用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を生かした地域活力のさらなる向上に取り組むこととされております。

過疎地域の指定要件につきましては、人口要件及び財政力要件で判定をされ、本県においては、新たに苓北町が過疎地域に加わり、一部過疎の区域に宇城市旧豊野町と阿蘇市旧阿蘇町が追加をされました。

また、この過疎法に基づく支援措置としましては、過疎対策事業債の発行や国庫補助率のかさ上げなどの特別措置が講じられることとなっております。

続いて、2番を御覧ください。

現在、新過疎法に基づく熊本県過疎地域持続的発展方針の策定を県として進めております。この方針は、本県が行う過疎対策の大綱であるとともに、市町村が計画を定める際の指針となるものでございます。

県においては、この方針に基づき、市町村に協力して行う事業を県の計画として定め、また、各市町村でも、県の方針に基づき、市町村の過疎計画を策定することになります。

続いて、今回策定する過疎方針の概要について御説明をさせていただきます。

裏面の4番を御覧ください。

本県における過疎関係市町村は28市町村であり、県内の半数以上の市町村が過疎法の適用を受ける状況となっております。

一方、過疎地域の人口は約38万5,000人と、県全体の2割超にとどまっているものの、面積は県全体の約7割を占める状況となっております。

また、過疎地域では、高齢者比率が県全体よりも10%程度高くなっており、逆に若年者

比率は県全体よりも4%程度低くなるなど、少子高齢化が県内でも進んでいる地域であることが分かります。

このため、産業の担い手不足や後継者不足、地場産業の停滞など、地域活力の低下が懸念されており、住民生活に関わる多くの課題を抱えております。

こうした課題に対応するため、人材の確保・育成、持続可能な地域経済活動の実現、安全・安心な暮らしの確保の3点を重点事項として、施策を展開してまいりたいと考えております。

具体的施策については、法に定められた11の項目を6番以降に記載をしております。特に、この朱書きの部分については、今回、この新法において、追加または変更された項目になりますので、本日は、これらを中心に御説明をさせていただきます。

まず、1番の移住定住、地域間交流の促進、人材育成、こちらについては、人口減少が続く中、外部から人材確保をするとともに、地域における人材を育成することが重要であることから、今回、新たに追加された項目となります。

過疎地域の人材確保に向けた移住定住の促進や都市部との交流促進のほか、地域課題解決に取り組む人材の育成に取り組むこととしております。

続きまして、(3)番の情報化の推進につきましては、超高速ブロードバンドの未整備地を解消し、過疎地域における買物支援や医療、福祉、介護分野などのサービスにICTを活用していくこととしております。

このほか、現在のトレンドであります11番の再生可能エネルギーの利用促進、こういったものも今回追加をされております。持続的発展に向け、これら11項目を展開してまいりたいと考えております。

最後に、7番の今後の予定についてでございますが、今回御説明したこの県の方針につ

きましては、広く県民の皆さんから御意見をいただくために、今後パブリックコメントを実施しまして、国との協議を経て、9月上旬頃に正式に策定することとなります。

また、県の計画については、12月頃までに策定を行う予定です。

そして、過疎関係市町村においての市町村の計画につきましては、現在、それぞれの市町村で策定をする準備を進めておりまして、基本的には各市町村の9月議会に提出する予定と聞いております。

以上、御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○清田交通政策課長 交通政策課でございます。

総務常任委員会説明資料②をお願いいたします。

天草エアラインが策定いたしました中期経営計画について御報告いたします。

資料の左側は、天草エアラインの概要を記載しております。

右上の利用状況を御覧ください。

平成30年度まで、利用者数は7万人から8万人程度で推移しておりましたが、平成30年度末の機長の病気休職に伴い、令和元年度は、運行便が減少し、利用者も減少いたしました。さらに、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、利用者が2.4万人まで大きく減少しております。

次に、3、経営状況を御覧ください。

右側の表に、直近5か年の経営状況を載せております。

平成30年度まで、当期純利益を確保しながら、累積赤字が徐々に解消されていたものの、平成30年度末の機長の休職等により、令和元年度は、単年度で1.6億円の赤字が発生し、累積赤字が再び拡大いたしました。さらに、令和2年度には、コロナの影響により大幅な赤字見込みとなったため、県と地元市町

村において、コロナ交付金も活用しながら経営支援を実施したところです。

次に、4、計画策定の趣旨を御覧ください。

天草エアラインでは、この非常に厳しい経営状況を踏まえ、経営改善の指針となる羅針盤の必要性を認識され、また、地域航空会社特有の課題への対応、さらに、ウィズ・アフターコロナへの対応が必要になったことにより、持続可能な地域航空会社への成長とコロナからの脱却に向け、中期経営計画の策定に至ったものでございます。

裏面をお願いいたします。

左上の5、現状と課題・対応方針を御覧ください。

左側に、3つの大きな課題が挙げられております。

上から、会社規模に起因する構造的な問題が1つ、コロナによる影響からの早期の回復が1つ、そして、慢性的な遅延による基幹路線である福岡線の利便性低下です。

このため、天草エアラインでは、その右側に矢印であります、アルファベットでEAS LLP、地域航空サービスアライアンス有限責任事業組合という組合をつくり、同様の課題を抱える地域航空会社との効果的な協業の可能性を探っておられます。

また、経営課題の明確化と取組の推進、そして、地元の市や町、企業等と連携して、路線の在り方の検討を進められる予定となっております。

次に、右上の計画期間・目標を御覧ください。

本計画は、本年から令和7年度までの5か年間を計画期間としており、令和5年度にコロナ以前の水準に戻すことを前提として目標設定を行っております。

左下の7、企業理念及び経営課題の取組策を御覧ください。

企業理念では、天草地域の地方創生に貢献

することを明確にし、下の図では、収支改善から、行政等との連携をはじめとする6項目の課題を整理し、それぞれの課題に沿った行動計画を策定して、実行に移していくこととされております。

最後の右側、8、目標達成に係る重点取組み(例)を御覧ください。

コロナの影響による需要変化を見据え、取組の方向性に記載しておりますように、マーケティングの推進や地域との連携を図ろうとされております。

その下に、収入増対策としての取組を御紹介しております。

また、一番下に、航空会社として基盤となるよう、運航品質向上についても取組を進められることとなっております。

県としましても、地元市町等と連携し、引き続き利用促進など支援していきたいと考えております。

天草エアラインの中期経営計画に関する説明は以上でございます。

引き続きまして、総務常任委員会資料の③のほうをお願いいたします。

空港アクセス鉄道に係る調査結果について、御説明、御報告させていただきます。

なお、本資料の詳細につきましては、昨日の高速交通ネットワーク整備推進特別委員会にも御報告しております。

1の令和元年度調査における課題についてです。

令和元年度調査においては、コストの縮減と費用便益分析、いわゆるB/Cの算出が課題となっております。

2、令和2年度調査結果の概要です。

(1)路線検討・概算事業費についてです。

すみません、ちょっとページ飛んで申し訳ありませんが、最後の4ページのルート図を御覧いただければと思います。

令和元年度の調査においては、ルート図、上の図にありますとおり、3ルート4案をお

示ししてございましたけれども、今回の調査では、その中で三里木駅周辺への影響や概算事業費、速達性の観点から、下の図のように、Bのルートを中心に検討を行いました。

申し訳ありません、1ページに戻っていただきまして、概算事業費につきましては、令和元年度と比較して、10億円から24億円のコストの縮減をすることができました。

金額に幅があるのは、Bルートの範囲内で幾つかのパターンを検討したことによるものです。

主な減少理由といたしましては、鉄道線形やトンネル等の構造工法を見直したことによるものです。

一方で、最新の施工単価の反映ですとか働き方改革に係る週休2日制の導入など、増加要因についても検討を行っております。

(2)需要予測についてです。

基本ケースにおいては、航空旅客利用者3,000人、一般交通利用者2,000人の計5,000人と、前回調査の7,500人から減少いたしました。

基本ケースのほか、新型コロナウイルスの影響や運賃設定等により、3つのパターンで感度分析を行っております。その前提条件は、下段に記載しております。

2ページをお願いいたします。

需要予測の主な増減理由についてですが、航空旅客利用者の増加については、前回調査の課題であった定時性が評価される需要予測モデルを構築したことによるものです。

一般交通利用者の減少につきましては、乗換えに対する抵抗感や運賃等の費用などを精緻に反映し、前回調査の課題であった利用者便益はマイナスという需要を除いたことによるものです。

(3)事業採算性についてです。

鉄道事業の採算基準とされている開業後40年以内に累積資金収支が黒字化するかどうかの観点から検討を行い、下段の国、県、それ

ぞれ3分の1を補助する独自スキームを前提とした場合、基本ケースで開業33年後に黒字化可能との結果になりました。

(4)費用便益分析についてです。

費用便益分析とは、鉄道整備によって発生する便益と費用を計算して、定量的に分析するものです。

前回調査での課題であった定時性(時間信頼性)の便益を計測し、利用者便益のマイナスを改善した結果、基本ケースにおいては、30年、50年でいずれも1を超えました。

3ページをお願いいたします。

鉄道整備を行う波及効果についてでございます。

鉄道整備工事に伴う経済波及効果や沿線経済活性化に伴う経済波及効果について試算を行っております。

また、それ以外の鉄道整備により期待される効果として、その下に書いておりますけれども、交通アクセスの改善だけではなく、新たな観光ルートの形成や企業集積、防災機能の向上など、①から⑧の効果を整理しております。

交通政策課からは以上です。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

質疑はありませんか。

○濱田大造委員 2つほどあるんですが、先ほどに引き続き、また天草エアラインの中期経営計画について質問です。

本当に経営が厳しいということなんですが、1機体制でこれからもずっといくのか。空港に私も行ったことがあるんですが、2機体制にできるはずなんですけれども、なかなかそれが実現しないと。その辺がどうなっているのかと、あと、課題として、パイロットの人材確保が難航しているとなっているの

で、この辺はもう解消しているのか、教えてください。

○清田交通政策課長 1機体制につきましては、引き続き現状の状態を継続していきたいということで会社としては考えておられると聞いております。

これは、やはり2機体制にすると、それなりに人員も必要ですし、整備も必要となつて、会社の規模からすると、大きな負担になってくるということのようでございます。

ただ、一方で、機材の有効活用という点から、ジャパンエアコミューターということで、JAL系の航空会社、離島を結んでいる航空会社と一緒に連携をしております、そこから必要に応じて機材を借り入れるとか、そういうことでできるだけ欠航をなくするような、減らすような方向で努力はされているところでございます。

あと、もう一つにつきましては、人材不足のところは、当初、機長の休職ということもございましたけれども、そちらの休職されていた方が発生したときも、JACからやはりパイロットの応援を受けまして、運航便数を増加させたということもありますし、その後、病気で休職されていた方が復帰されたり、あるいは副機長の方が機長に昇格されたりして、秋口以降にはほぼ本来の1機体制で、望ましい機長、副機長体制が構築できるものということで聞いております。

○濱田大造委員 しっかり対応をお願いします。

続いていいですか。

○緒方勇二委員長 はい、どうぞ。

○濱田大造委員 空港アクセス鉄道に関してなんですが、昨日も議論されたというふうに聞いておりますが、私も、今回の一般質問で

も各議員から質問が出ていましたけれども、何となく漠然とした不安というのがあります。私は水前寺に住んでいるんですが、水前寺に住んでいる人間は、豊肥線に非常に近いんですが、恐らくこのアクセス鉄道が開業しても基本的に使わないだろうなというふうに思っています。簡単な話、バスのほうが便利だからですね。

で、このままずっと計画が進んでいくと、例えば、肥薩おれんじ鉄道も天草エアラインも同じだと思うんですが、計画が始まった段階では必ず赤字だと思うんですね。初めから赤字の計画だったら承認されないわけですし、赤字になると。だから3セクとして県が出資もするし、人員も割くと。赤字が前提で全ての事業は成り立つはずなのですが、漠然とした不安というのは、この空港アクセス鉄道をこのまま進めたら、結果的にやっぱり毎年大幅な赤字で採算が見込めないと。また税金の投入と。そういうことを繰り返されるんじゃないかなというのを議員も、そういった責任をどうやって将来的に負うべきかなと考えていかなければいけないと思うんですが、その辺を今県はどう考えているのか、ちょっと教えてください。

○清田交通政策課長 2つほど御意見があったと思います。

まず1つは、利用者をどう確保するかということで、委員のほうからはバスを利用するというような御意見もありましたけれども、やはり現状では鉄道を使って空港に行くというような熊本の今の利用形態ではありませんので、まず、できるだけ利便性を高めて、鉄道で行ったほうが時間的にも間違いがないし、速いし、確実だということで、そういう実現を図るためにしっかり鉄道整備を図っていく必要があるのかなというふうに考えております。そのために、いろいろな御意見をいただいていくのかなというふうに考えている

ところですよ。

もう1つ、財政的な視点ですけども、昨日も特別委員会で様々議論がありましたけれども、やはり前提としては、先ほど御説明いたしましたように、国からの補助を通常のものよりも高く要望するというふうにしておりますので、その実現と、さらに、ここに書いておりますような、利用者数を確保しつつ、さらに利用者が増えるような取組をして、想定よりもさらなる増収を図って、その分JRさんからも増益分の一部を頂くことになっておりますし、県としては画期的なスキームということで捉えておりますので、その実現に向けて引き続き努力してまいりたいというふうに考えております。

○濱田大造委員 当初、空港で利用者が増えることを想定してこのアクセス鉄道の事業が計画されたと思うんですが、インバウンドのお客さんでも国内旅行でもいいんですけども、お客さんが熊本空港にやってきて、アクセス鉄道に乗って、ならどこに行くかということ、まず普通にホテルに泊まりに行くと思うんですね、宿泊。だから、豊肥線を使って、なら熊本駅のホテルを使うんですかと。でも、現状では、今、中心部にお城の周りにホテルが多くて、なら、また熊本駅から乗り換えていくんですか、もしくは新水前寺駅から市電に乗っていくんですかと。どうやっていくんだらうという、その辺どう考えているのかなというのが、私なんかから見たら、ちょっと曖昧、計画がこういうところで甘いんじゃないのというふうに言われてもしようがないかなと。B/Cがどうのこうの言っていますけれども、まず、ホテルが熊本駅周辺にそんなに数が足りていない。将来的には、8年とか10年後にホテルがどんどんできるかもしれませんが、その辺もどう考えているのかなと思っています。その辺の宿泊場所とお客さんとの関係を県はどう考えているの

か、ちょっと教えてください。

○清田交通政策課長 今委員御指摘のように、今の現状では宿泊施設は市の中心部に集中している状況でございますけれども、JR九州さんのいろいろ御努力によりまして、熊本駅周辺も開発が進みつつあるということと、もう一つは、やはり県民、市民の利用者の方も恐らく相当数いらっしゃると思いますが、空港の会社としては、直近で最も多かった利用者数の倍近くの利用者を見込んでおられて、その多くは県外からの利用者ということ、観光とかで利用を想定しておられるというふうになっております。

我々、県外とかに行ったときに、やはり鉄軌道とかの信頼性といいますか、行き先も間違いないし、乗り方も間違いないという安心感とかはあると思いますので、使い勝手のよさを引き続き改善を図っていくことと同時に、その利用者を発掘していく、拡大していくということに努力していきたいなというふうに思っております。

○濱田大造委員 了解しました。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ありませんか。

○島田稔委員 関連ですけれども、JRの青柳社長は、世界的にも国内的にも、鉄軌道のない空港は需要が伸びないと常に言われているんですよ。そういう意味では、ここにも期待される効果ということで8項目掲げておられますけれども、やっぱり定時性、大量輸送とかいうことを考えれば、私は、いろんな面で総合的に判断すれば、何とか乗り切っていくのかなというふうには思っています。

それと、あわせて、例えば私ども地元は荒尾市なんですけど、全て福岡空港を利用しています。それから、溝口先生のところの地元な

んかは、多分鹿児島空港じゃないかなと思うんですよ。新たに、やっぱりそういった県民がいかにして熊本空港を使っていくか、そこら辺も一方では知恵を出していかないかぬのかなと。水俣は、ちょっと聞いたら、新幹線で福岡へ行って、福岡空港から乗られるというような話も聞いておりますので、まだまだ幅を広げていけば、現状からすると確かに厳しい部分あるかと思いますが、やっぱりそういうことも含めて、今後検討していただければなというふうには思っています。

以上です。

○緒方勇二委員長 課長、需要予測のところを深度化したじゃなかですか。その辺も加味して答弁されたほうがよかと思うんですよ。

○清田交通政策課長 今御指摘がありましたように、やはり使いやすい空港ということが非常に大きな視点、メリットになってくと思いますので、アクセス鉄道の整備に当たっては、空港会社ともよく話をしながら、あちらの利用状況や今後の見込みなどに合わせて、しっかり、より使いやすい空港、そして、より便利な空港になるように、アクセス鉄道も併せて整備を図ってまいりたいというふうに思っております。

あと、深度化につきましては、もともと空港旅客の利用者数が増えておりますが、これは、ちょっと繰り返しに近くなりますけれども、やはり時間が安心できると、間違いなくその時間に着く、飛行機に乗り遅れることがないと。例えば、リムジンバスとかであっても、今日は例えば雨が降っているから、車が多そうだから早めのバスに乗らなきゃいけないとか、あるいは今日は何かイベントがあっているから、車だとさらに30分早く出なきゃいけないとか、そういうことが鉄道ではなくて、その辺の定時性の確保というものを今回ものにも反映しておりますし、需要予測と

というのは繰り返し今後も状況に応じてやっていかなければならないと思っておりますので、その辺の利用者数がさらに増えるような取組を検討してまいりたいと思います。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。——ありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

最後に、その他のその他に入りますが、本日は、3密を防ぐため、出席職員を限定しておりますので、この場で回答できない場合は、後日文書等で回答させていただくことといたしますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、委員の先生方から何かありませんか。

○溝口幸治委員 昨日の地域対策でのちょっと議論になりますけれども、今DXを推進しているということで、昔、昔というか、使い慣れた言葉でいくと情報化の推進という観点ですけれども、たまたま包括外部監査結果報告書、これは机の上に置いていただいて、これは令和3年の3月にできている分なんです。これは見られたですか。皆さん、見とんなはるですか。

私もゆっくり読ませていただいたのですが、情報化の推進に当たっては、全庁的に統一的な取組が不可欠であり、いわゆるITガバナンスの有効性の観点から、熊本県の情報化推進に関する政策を3Eの観点から見直す契機にもなると考え、テーマに選定したというのがこの包括監査の方々の意見ですね。これは、何千万と払って監査をお願いしているところなんですよ。

この監査結果から見えてくるものというところの中で、昨日、私が専門的な部署が必要ではないかというお話をさせていただいたところに通じるところなんですけれども、熊本

県が保有もしくは使用するシステムに関する最大の問題点は、熊本県庁で利用する、いわゆるITを統括する部門がない点が挙げられるというふうに書いています。

いろいろこれは細かに、入札の仕方とか各部署の何かそごみみたいなものが監査らしい観点で書いてあるんですけども、ここまで記載してきた問題点の多くが、システム全体を統括して管理する体制がないことから生じている各種規定の解釈誤り、部署間におけるシステム管理に対する意識の違いに基づいて生じるものと考えられるというふうにとまとめてあって、県全体として最適化されたシステムの構築を目指す、県庁内のITに関するガバナンスのシステム利用の有効性を向上される必要があるというふうに書いてあるんですね。そして、最後に、CEO職設置の必要性と。CEOというのは最高情報責任者です。私が今言っている、いわゆる専門の部署が必要ではないかと、そこでしっかり統括をして全庁的に取り組む必要があるんじゃないかということもここでも述べてあるんですね。

情報技術を含めた情報戦略の責任者としての位置づけがない。今後は、やっぱりそういう情報戦略を全庁的に統一して進める体制を構築することが今後求められるということ、これはみんな机の上にあつとですよ。なかなか読まぬとですけども、このテーマが何か興味をそそったので私は見たんですが、やっぱりこうやって外部の監査からも指摘を受けているわけですが、これに対して、今、どの部署で、どういうふうに総括をして検討しているのか、今後どうしようとしているのかというのは、どこで今検討されているんですか。総務部長なのか企画振興部長なのか、お答えをいただきたいと思います。

○白石総務部長 ありがとうございます。

昨年の外部監査でそういった御指摘があつているというのは、私どもも確認をしております。

ます。

我々の認識としましては、基本的にITとか情報化というのを、今、企画の情報政策課、昔は情報企画課と言っていたんですが、情報政策課というふうに名前を変えまして、いろんな新たな取組、昨日申し上げました、全庁的な情報化の推進本部の事務局であったり、もしくは昨年からは始まっています有識者を入れたDX会議あたりもそこで所管しております、ただ、外部監査のほうからそういった御指摘も、所管するところが不明確だといった話もありますので、その提言を踏まえまして、今、情報政策課、企画振興部と総務部のほうで、こういった形がいいのか、それから、民間の人材の登用とか、そこも含めまして、こういった、最終的には県として何をDXとしてやっていくのか、そこがやっぱり一番重要になってきますので、組織とか、どっちかという手段だと思いますけれども、いずれにしろ、そういった組織体制も含めて、県庁としてDXでこういったものをしていくのかというのを、今、検討している、協議しているというのが現状でございます。

○溝口幸治委員 情報化の取組って、他県に比べてやっぱりここ数年は遅れているんですよ、昨日も申し上げましたとおり。ここでも、他県と比べて表がきちっと整理をされていて、そういう御指摘がなされております。

これは、卵が先かという議論になってもかもしれぬですけれども、やっぱり早めにきちっとした検討する部署をつくって議論を進めていかないと、なかなかやっぱりスピードが増さないんじゃないかなと思うんです。

今、今日いらっしゃらないのであれですけども、臼井課長が担当ですよ。以前、私、IoTの議論とかすると、産業支援課のもう帰られた課長とか、経産省から来ている人たちと議論していても、結局、権限と財源がないので、やろうと思っても、問題意識を

持っていても、やっぱりなかなかできないというような状況でした。

臼井課長のところに今どんと行っているわけですが、やっぱり一課長のポジションでこまでできるのかなと。やっぱり企画振興部と総務部と本当に全庁的に取り組んでいって、これは、この前、小林史明先生の勉強会、私も聞かせていただきましたけれども、いわゆる県庁の組織文化というか、仕事の文化も変えていくみたいなのところにつながるじゃないですか。そういったものまで考えてやるなら、やっぱりきちっとした部署を早めに設置する必要があると思いますので、しっかり対応していただきたいと思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。

○島田稔委員 先日、地元の商工会議所の今副会頭をされて、この方は飲食店の経営をされています。最近、やっぱり借入れもちょっとやったんだみたいな話で、話の内容は、何で私のところに来られたかといいますと、新型コロナウイルス対策資本金劣後ローンというのが、8月初旬に日本政策金融公庫から取扱いが開始をされると、ほとんどの方がこのことは御存じないと、今、飲食店には一番いい制度なんだと、本人は力説されるわけですね。

長くなりますので簡単に申し上げますと、自己資本とみなすことができる借入金のことだそうです。企業経営における貸借対照表上では、金融機関などから融資を受けた借入金は負債として扱われる。しかし、劣後ローンは、自己資本、純資産とみなされるということのようで、したがって、何で来たかというのは、荒尾市内で飲食店の仲間にする、それが一番いいぞと。したがって、私のほうから県のほうにこういうのを、まあ使う使われは別として、いい制度なので、こういうのを告知していただければありがたいということ

で来られたようです。

で、5年、10年、20年、元金は返済せずに、金利だけでもいいそうです。そういう部分では非常に使い勝手のいい制度なのかなと思いますので、ちょっとこれはネットで出していますので、財政課長か何かに渡しておきますので、ちょっと調べていただければありがたいです。

以上です。

○緒方勇二委員長 答弁はよろしいんですね。

○島田稔委員 何か御存じですかね。

○緒方勇二委員長 劣後ローンのこと、御存じですか。

（発言する者あり）

○島田稔委員 なら、結構です。

○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が3件提出されております。参考として、お手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れでございました。

午前11時29分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長